R8年度新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業 中間報告会
傍聴に関する注意事項

1 傍聴手続
・傍聴を希望する者は、会場入口で受付後、入場すること。

2 傍聴を受け付けない場合
・凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者。
・のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者。
・酒気を帯びている者。
・その他公開プレゼンテーションを妨害、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者。

3 遵守事項
・開催中は静粛に傍聴すること。
・会場において、飲食、喫煙はしないこと。
・事務局の指示に従うこと。
・その他会議の秩序を乱し、運営に支障となる行為をしないこと。

4 遵守事項を守らない場合
・傍聴者が、上記遵守事項を守らない場合は、事務局等はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。